

公布された条例等のあらまし

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第94号）

1 規則の概要

- (1) 免許申請書、免許証書換え交付申請書及び免許証再交付申請書に免許証等用写真を貼付しなければならないこととした。 (第3条・第7条・第8条関係)
- (2) 知事は、別に定めるところにより、名簿及び登録簿等をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとすることとした。 (第12条の2・第29条関係)
- (3) 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合の指定及び監督の手続を定めることとした。 (第12条の3—第12条の13関係)
- (4) 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用について定めることとした。 (第12条の14関係)
- (5) 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用について定めることとした。 (第31条関係)
- (6) 免許申請書及び免許証の様式を改めることとした。 (第1号様式・第2号様式関係)
- (7) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(4)から(6)までについては、平成24年4月1日から施行することとした。

建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第94号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 免許（第3条—第12条の14）

第3章 試験（第13条—第28条）

第4章 建築士事務所（第29条—第31条）

附則

第1条中「で、法とは、」を「において、「法」とは」に、「令とは、」を「「令」とは」に、「省令とは、」を「「省令」とは」に改める。

第3条第2項中「前項の場合」を「第1項の場合」に、「、前項の」を「、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第7条第2項及び第8条第1項において「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。

第6条第5号中「第22条の2第1号から第3号まで」を「第22条の2第2号又は第3号」に改める。

第7条第1項中「、免許証を添え」を削り、同条第2項中「前項の」を「第1項の規定による」に、「、名簿を訂正し、」を「名簿を訂正し、前項の規定による申請があった場合においては」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証等用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

第8条の見出しを「（再交付の申請等）」に改め、同条第1項中「免許証を」を「免許証等を」に改め、「遅滞なく、」の次に「免許証等用写真を貼付した」を加え、同条第3項中「免許証を」を「免許証等を」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第2項中「失そうの」を「失踪の」に、「失そう宣告」を「失踪の宣告」に改め、同条第4項中「免許証」を「免許証等」に改める。

第10条第1項中「の届出」を「に規定する届出」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証等」に改める。

第2章中第12条の次に次の13条を加える。

（名簿の閲覧）

第12条の2 知事は、別に定めるところにより、名簿をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

（指定の申請）

第12条の3 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨の誓約書

(9) その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第12条の4 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第12条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

（登録事務規程の認可の申請）

第12条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする事項

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第12条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 変更しようとする事項
 - (2) 変更しようとする年月日
 - (3) 変更の理由
(登録状況の報告)

第12条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における各月ごとの二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
 - (2) 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換え交付及び再交付の件数
 - (3) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。
- 3 報告書等（第1項の報告書及び前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第26条第3項において同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第26条第3項第2号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法
(不正登録者の報告)

第12条の9 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段
(二級建築士等登録事務の休廃止の許可)

第12条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由
(指定登録機関への書類の交付)

第12条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第9条第2項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）第40条第4項又は同令第43条第4項の規定による報告書等の送付 同令第40条第2項第2号イ又は同令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第26条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項
(免許の取消し等の処分の通知)

第12条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び性別
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(公示)

第12条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、島根県報で公示することによって行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 指定登録機関が法第10条の20第1項の規定により二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項、第10条及び第12条の2の規定の適用については、これらの規定（第3条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」と、「知事」とあるのは「指定登録機関（第12条の4の指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」と、第7条第2項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」とあるのは「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は免許証明書」と、「免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、同条第3項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」ととあるのは「免許証明書の」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項に規定する届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第14条第1項中「以下」を「次項において」に改める。

第29条第1項中「建築士法」を「法」に改め、同条を第30条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(登録簿等の閲覧)

第29条 知事は、別に定めるところにより、法第23条の9各号に掲げる書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

第30条の次に次の1条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第31条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前2条の規定の適用については、第29条中「書類」とあるのは「書類（法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、指定事務所登録機関（第31条の指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする」と、前条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、前条第1項中「第5号様式による建築士事務所登録証明申請書」とあるのは「建築士事務所登録証明申請書」と、同条第2項中「第6号様式による建築士事務所登録証明書」とあるのは「建築士事務所登録証明書」とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

二級 建築士免許申請書
木造

島根県 収入証紙 〔消印しないで ください。〕

私は、
二級 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書を添えて申請します。
木造

私は、下記の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名

（署名）

島根県知事 様

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生	写真貼付欄 縦4.5cm、横3.5cmの写 真の裏面に氏名及び撮 影年月日を記入しての りで貼り付けてくださ い。
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	
現住所				
試験	二級 建築士試験に合格した時期 木造			年
	合格証書日付	年 月 日	合格証書番号	第 号

欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当すると みなされます。）を受けていますか。	い る <input type="checkbox"/> い ない <input type="checkbox"/>	年 月 日
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/>	
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処 せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/>	
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/>	
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間 中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造 建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	あ る <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/>	

※審査		※経由序記載欄 責任者（職氏名）		
※登録番号		※登録年月日	年 月 日	※受付番号

(注意)

- 1 数字は、算用数字を用いてください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 4 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

(表)

二級 建築士免許証 木造	年 月 日生	
二級 建築士登録番号 木造	第 号	
二級 建築士登録年月日 木造	年 月 日	写 真
建築士法（昭和25年法律第202号）により 二級 建築士の免許を与えたことを証する。 木造		
年 月 日	島根県知事 印	

(裏)

備考

- 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
 - 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

第3号様式中「(郵便はがき)」を削り、
〔 第 号 を 都道府県 第 号 〕に改め
る。

第5号様式及び第6号様式中「(第29条関係)」を「(第30条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第7条、第8条、第9条第1項及び第4項並びに第12条の改正規定、同条の次に13条を加える改正規定（第12条の14に係る部分に限る。）、第30条の次に1条を加える改正規定、第1号様式、第2号様式、第3号様式、第5号様式及び第6号様式の改正規定並びに次項から第4項までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日前に行われた申請に係る二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）の交付、書換え交付及び再交付については、この規則による改正後の建築士法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の建築士法施行細則（以下「旧規則」という。）第2号様式（以下「旧様式」という。）による免許証は、新規則第2号様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 4 平成24年4月1日前において現に旧様式による免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新様式による免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、新規則第7条第2項の規定による書換え交付の申請とみなす。

建築士法施行細則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
建築士法施行細則 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <small>昭和25年12月9日 島根県規則第111号</small> </div>	
<u>目次</u>	[新設]
<u>第1章 総則（第1条・第2条）</u> <u>第2章 免許（第3条—第12条の14）</u> <u>第3章 試験（第13条—第28条）</u> <u>第4章 建築士事務所（第29条—第31条）</u> <u>附則</u>	
第1章 総則 (定義) <p>第1条 この規則において、「法」とは建築士法（昭和25年法律第202号）を、「令」とは建築士法施行令（昭和25年政令第201号）を、「省令」とは建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）をいう。</p>	第1章 総則 (定義) <p>第1条 この規則で、法とは、建築士法（昭和25年法律第202号）を、令とは、建築士法施行令（昭和25年政令第201号）を、省令とは、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）をいう。</p>
第2条 [略]	第2条 [略]
第2章 免許	第2章 免許 (免許の申請) <p>第3条 法第4条第2項又は第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。第8条第1項において同じ。）を添え、知事に提出しなければならない。</p>
第3条 [略]	[新設]
<u>2 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第7条第2項及び第8条第1項において「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。</u> <u>3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</u>	<u>2 前項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、前項の免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</u>
第4条・第5条 [略]	第4条 削除 (免許) <p>第5条 知事は、第3条の規定による免許の申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めたときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録して、申請者に第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。</p> <p>2 知事は、前項の審査の結果、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めた場合においては、その理由を付して、免許申請書を申請者に返</p>

(登録事項)

第6条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 法第22条の2第2号又は第3号の講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) [略]

(登録事項の変更)

第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に_____、その旨を知事に届け出なければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証等用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合においては名簿を訂正し、前項の規定による申請があった場合においては免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(再交付の申請等)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証等用写真を貼付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、失った場合にあっては戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、知事に提出しなければならない。

2 [略]

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、知事に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第9条 二級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証等を添え、知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

却する。

(登録事項)

第6条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

(1) 登録番号及び登録年月日

(2) 氏名及び生年月日

(3) 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格証書番号（外国の建築士免許を受けた者にあっては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）

(4) 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日

(5) 法第22条の2第1号から第3号までの講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) 法第24条第2項の講習の課程を修了した者にあっては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(登録事項の変更)

第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、免許証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

[新設]

2 知事は、前項の届出があった場合においては、名簿を訂正し、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(免許証の再交付)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証を添え、失った場合にあっては戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、申請者に免許証を再交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、知事に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証の返納)

第9条 二級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証等を添え、知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士が失う宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失うの届出義務者は、失う宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 [略]

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合（第1項の規定により免許証等が提出された場合を除く。）においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第10条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第2項に規定する届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 [略]

第11条 [略]

（免許証等の領置）

第12条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して、免許証等の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することができる。

（名簿の閲覧）

第12条の2 知事は、別に定めるところにより、名簿をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

（指定の申請）

第12条の3 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現行行っている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の

3 二級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ成年後見人又は保佐人は、その審判を受けた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合（第1項の規定により免許証等が提出された場合を除く。）においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を知事に返納しなければならない。

（登録の抹消）

第10条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

（住所等の届出）

第11条 法第5条の2の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出は、第3号様式によらなければならない。

（免許証の領置）

第12条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して、免許証の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することができる。

[新設]

[新設]

5 第2項各号に該当しない旨の誓約書

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第12条の4 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行なう事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第12条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請)

第12条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第12条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第12条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における各月ごとの二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
 - (2) 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換え交付及び再交付の件数
 - (3) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。
- 3 報告書等（第1項の報告書及び前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第26条第3項において同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第26条第3項第2号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

第12条の9 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可）

第12条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第12条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第9条第2項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省

[新設]

[新設]

[新設]

令（平成20年国土交通省令第37号）第40条第4項又は同令第43条第4項の規定による報告書等の送付
同令第40条第2項第2号イ又は同令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
(3) 第26条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分の通知)

第12条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。
(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
(2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び性別
(3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(公示)

第12条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、島根県報で公示することによって行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 指定登録機関が法第10条の20第1項の規定により二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項、第10条及び第12条の2の規定の適用については、これらの規定（第3条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」と、「知事」とあるのは「指定登録機関（第12条の4の指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」と、第7条第2項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」とあるのは「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は免許証明書」と、「免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、同条第3項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項に規定する届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

[新設]

[新設]

[新設]

第3章 試験

第13条 [略]

(二級建築士試験及び木造建築士試験の方法)

第14条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、省令第13条第1項又は第13条の2第1項に規定する基準に従い、学科及び建築設計製図（仕様書の作成を含む。次項において同じ。）について、筆記試験により行う。

2・3 [略]

第15条～第28条 [略]

第4章 建築士事務所

(登録簿等の閲覧)

第29条 知事は、別に定めるところにより、法第23条の9各号に掲げる書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(建築士事務所の登録の証明)

第30条 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、第5号様式による建築士事務所登録証明申請書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第31条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前2条の規定の適用については、第29条中「書類」とあるのは「書類（法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、指定事務所登録機関（第31条の指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする」と、前条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、前条第1項中「第5号様式による建築士事務所登録証明申請書」とあるのは「建築士事務所登録証明申請書」と、同条第2項中「第6号様式による建築士事務所登録証明書」とあるのは「建築士事務所登録証明書」とする。

附 則 [略]

第1号様式～第6号様式 [別紙]

第3章 試験

第13条 削除

(二級建築士試験及び木造建築士試験の方法)

第14条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、省令第13条第1項又は第13条の2第1項に規定する基準に従い、学科及び建築設計製図（仕様書の作成を含む。以下同じ。）について、筆記試験により行う。

2 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。

3 [略]

第15条～第28条 [略]

第4章 建築士事務所

[新設]

(建築士事務所の登録の証明)

第29条 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、第5号様式による建築士事務所登録証明申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合には、第6号様式による建築士事務所登録証明書を申請者に交付する。

[新設]

附 則 [略]

第1号様式～第6号様式 [別紙]

建築士法施行細則 読替表（指定登録機関関係）

読 替 後	読 替 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第3条 法第4条第2項又は第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、<u>二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書</u>_____（以下「免許申請書」という。）に、戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。第8条第1項において同じ。）を添え、<u>指定登録機関</u>（第12条の4の指定登録機関をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第3条 法第4条第2項又は第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、<u>第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書</u>（以下「免許申請書」という。）に、戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。第8条第1項において同じ。）を添え、<u>知事</u>_____に提出しなければならない。</p> <p>2 免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第7条第2項及び第8条第1項において「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p>
<p>(免許)</p> <p>第5条 <u>指定登録機関</u>は、第3条の規定による免許の申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めたときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録して、申請者に<u>二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書</u>（以下「免許証明書」という。）を交付する。</p> <p>2 指定登録機関は、前項の審査の結果、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めた場合においては、その理由を付して、免許申請書を申請者に返却する。</p>	<p>(免許)</p> <p>第5条 <u>知事</u>_____は、第3条の規定による免許の申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めたときは、法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録して、申請者に<u>第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証</u>（以下「免許証」という。）を交付する。</p> <p>2 <u>知事</u>_____は、前項の審査の結果、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めた場合においては、その理由を付して、免許申請書を申請者に返却する。</p>
<p>(登録事項の変更)</p> <p>第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、その旨を<u>指定登録機関</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、<u>二級建築士免許証又は木造建築士免許証</u>（以下「免許証」という。）又は免許証明書_____に記載された事項に変更があったときは、免許証等用写真を貼付した<u>免許証明書換え交付申請書</u>に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて<u>指定登録機関</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 指定登録機関は、第1項の規定による届出があった場合においては名簿を訂正し、前項の規定による申請があつた場合においては<u>免許証明書</u>を書き換えて、申請者に交付する。</p>	<p>(登録事項の変更)</p> <p>第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、その旨を<u>知事</u>_____に届け出なければならない。</p> <p>2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、<u>免許証又は二級建築士免許証明書</u>若しくは<u>木造建築士免許証明書</u>（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証等用写真を貼付した<u>免許証書換え交付申請書</u>に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて<u>知事</u>_____に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>知事</u>_____は、第1項の規定による届出があつた場合においては名簿を訂正し、前項の規定による申請があつた場合においては<u>免許証</u>を書き換えて、申請者に交付する。</p>

(再交付の申請等)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証等用写真を貼付した免許証明書再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、失った場合にあっては戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、指定登録機関に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、前項の規定による申請があった場合においては、申請者に免許証明書を再交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証明書の再交付を申請した後、失った免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、指定登録機関に返納しなければならない。

第9条 [略]

2・3 [略]

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合（第1項の規定により免許証等が提出された場合を除く。）においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を指定登録機関に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 指定登録機関は、知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 指定登録機関は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(名簿の閲覧)

第12条の2 指定登録機関は、別に定めるところにより、名簿をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(再交付の申請等)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証等用写真を貼付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、失った場合にあっては戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、申請者に免許証を再交付する。

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、知事に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第9条 二級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証等を添え、知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 二級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ成年後見人又は保佐人は、その審判を受けた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合（第1項の規定により免許証等が提出された場合を除く。）においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第2項に規定する届出があった場合

においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(名簿の閲覧)

第12条の2 知事は、別に定めるところにより、名簿をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

建築士法施行細則 読替表（指定事務所登録機関関係）

読 替 後	読 替 前
<p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 知事は、別に定めるところにより、法第23条の9各号に掲げる書類（法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。）をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとし、指定事務所登録機関（第31条の指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(登録簿等の閲覧)</p> <p>第29条 知事は、別に定めるところにより、法第23条の9各号に掲げる書類_____</p> <p>_____をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p>
<p>(建築士事務所の登録の証明)</p> <p>第30条 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、建築士事務所登録証明申請書_____を指定事務所登録機関に提出しなければならない。</p> <p>2 指定事務所登録機関は、前項の規定による申請があった場合においては、建築士事務所登録証明書_____を申請者に交付する。</p>	<p>(建築士事務所の登録の証明)</p> <p>第30条 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、第5号様式による建築士事務所登録証明申請書を知事_____に提出しなければならない。</p> <p>2 知事_____は、前項の規定による申請があった場合においては、第6号様式による建築士事務所登録証明書を申請者に交付する。</p>